

(仮称) 静岡県動物愛護センター基本計画



令和5年7月
静岡県

目次

第1章 基本計画について	1
第2章 本県の動物愛護管理行政	2
1 動物愛護施策の推進	2
2 動物愛護管理業務及び体制	3
第3章 整備における基本的な考え方	5
1 コンセプト	5
2 動物愛護センターで行う事業	6
3 管理運営体制の考え方	8
4 開館日	9
第4章 施設計画	9
1 設置場所概要	9
2 施設整備の基本的条件	12
3 環境配慮計画	15
(参考)	
(仮称) 静岡県動物愛護センター基本計画検討会	16

第1章 基本計画について

この基本計画は、「静岡県動物愛護施策の推進に係る検討会報告書」（令和2年1月10日）及び「（仮称）静岡県動物愛護センター基本構想」（令和4年12月）に基づき、新たに整備する（仮称）静岡県動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）の運営方針、施設規模、施設の機能を踏まえた必要諸室等、具体的な整備について検討し策定するものである。

本県の動物愛護管理行政は、「人と動物の共生する社会」の実現を目指し、具体的には、終生飼養・適正飼養の徹底、譲渡の促進、飼い主のいない猫に対する対策等により、殺処分の必要がない環境づくりを推進し、適正飼養指導や災害時の動物救護体制整備による、人と動物の安全と健康の確保に取り組んでいる。

しかし、その実現にあたり、本県の動物愛護管理施策を推進するための拠点である現在の動物管理指導センターは築後48年が経過し、老朽化が著しく、また、狂犬病予防法上の犬の抑留施設として建設されたことから、譲渡に向けた長期収容のための機能や引取り数の大半を占める猫を収容するための機能が不足している。さらには、行き場を失った犬猫の処分施設のイメージが強く、閉鎖的かつ愛護に係る機能も不足するなど多くの課題を抱えている。

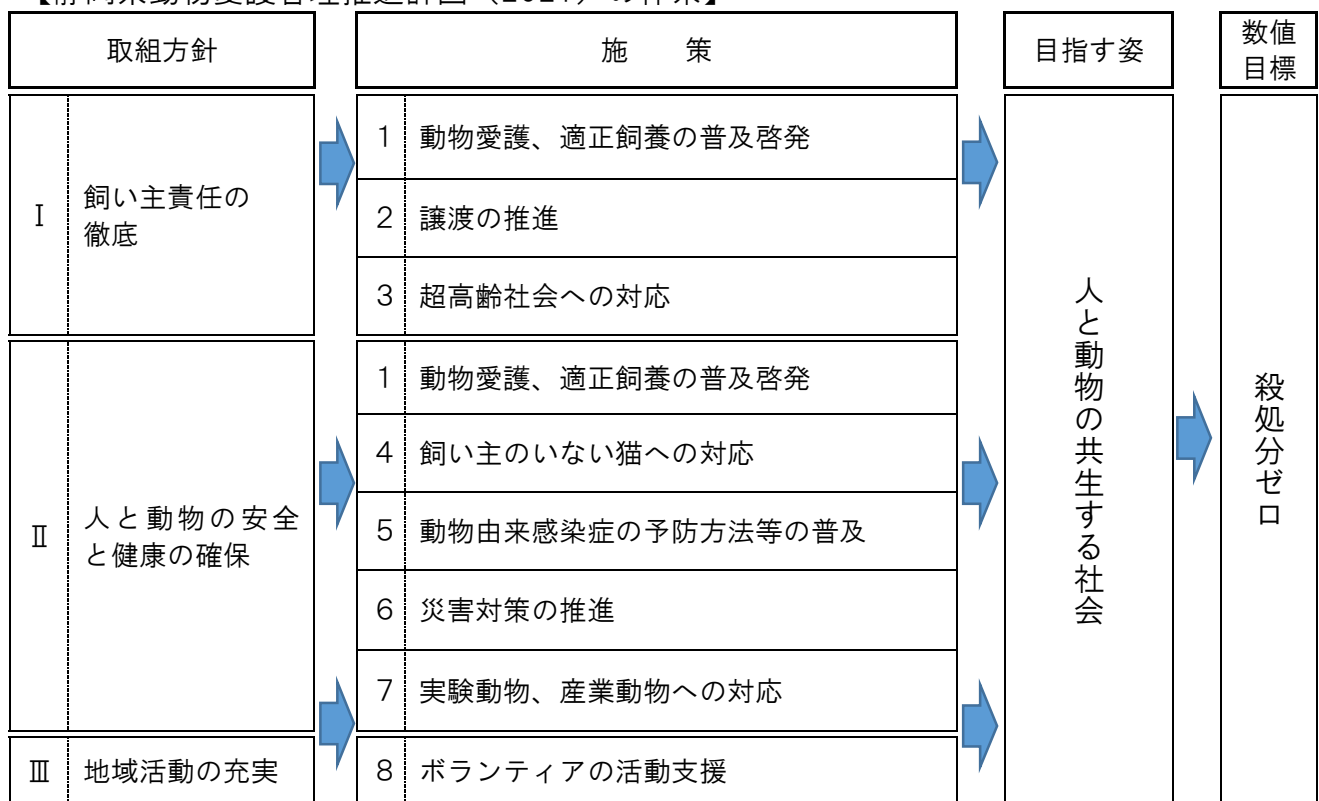
そのため、動物愛護センターは、動物愛護施策の拠点（動物の命をつなぐための拠点、普及啓発の拠点、ボランティア支援・育成の拠点、災害時動物対策の拠点）としての役割を果たし、動物愛護の象徴として、県民が訪れやすく、県民に愛される施設として転換を図り、かつ環境へ配慮したSDGs（持続可能な動物愛護管理）への取組等を考慮したものとなるよう、具体的な内容を盛り込む。

第2章 本県の動物愛護管理行政

1 動物愛護施策の推進

県では殺処分ゼロを目標として、「静岡県動物愛護管理推進計画 2021」（以下、「推進計画 2021」という）に基づいた適正飼養・適正譲渡の推進を行い、「人と動物の共生する社会の実現」を目指している。「推進計画 2021」では、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」の3つを取組方針として施策を展開している。

【静岡県動物愛護管理推進計画（2021）の体系】



2 動物愛護管理業務及び体制

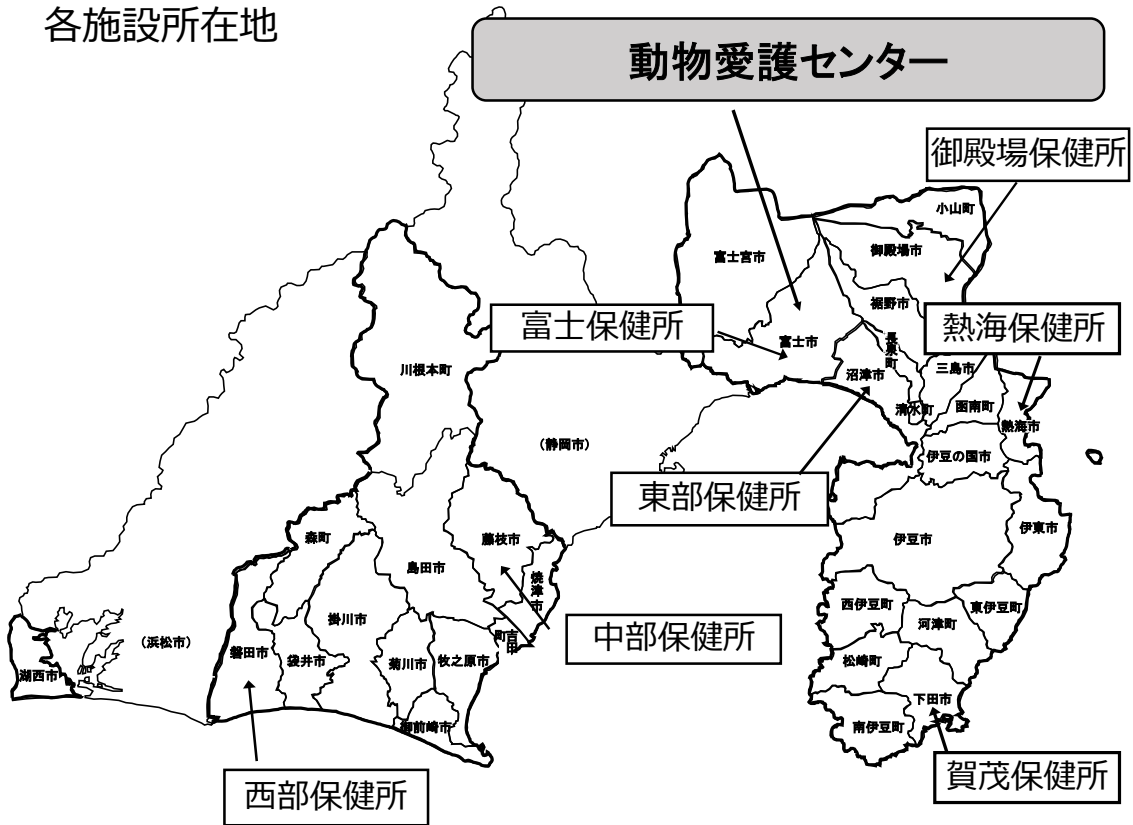
現在、動物愛護管理行政のうち、保健所の衛生薬務課は動物取扱業の登録、特定動物の許可に係る許認可事務並びに動物の愛護及び管理に関する法律及び狂犬病予防法等に基づく飼い主指導を実施している。また、機動的な動物の保護・引取り、地域密着性を活かした飼い主指導、普及啓発等は、県内4か所（東部、富士、中部保健所及び動物管理指導センター）に設置された動物保護指導班（以下「指導班」という。）が行っている。本県は東西に広い地理的な特徴があるため、突発的な業務や地域住民へのきめ細やかな対応を行うために、今後も指導班体制を継続していく必要がある。

一方、動物愛護センターは、動物愛護の拠点として、感染症まん延防止及び動物福祉に配慮した飼養室や専門的設備を整備して犬、猫の長期飼養管理を行い、殺処分することなく新たな飼い主への譲渡を推進していく。また、県民全体に対して命の大切さを伝える動物愛護教育の推進、適正飼養の普及啓発及び愛護業務にかかせないボランティアの活動支援等を担当していく。さらに、大規模災害発生時に被災動物の救護の拠点としての役割を担う。

【各組織の業務実施体制】

業務内容 / 組織名	保健所		動物愛護センター (指導班配置)
	衛生薬務課	指導班	
普及啓発		○(訪問型)	○(県全体)
ボランティア育成・支援		○	○
災害時動物対策		○	○
飼い主指導（地域猫対応含む）	○	○	○
狂犬病予防登録注射指導	○	○	○
動物取扱業の登録	○		
特定動物の飼養許可	○		
動物由来感染症対策			○
犬の保護・収容		○	○
犬猫の引取り		○	○
負傷動物の収容	○	(状況に応じて実施)	(状況に応じて実施)
返還		○	○
飼養管理		○	○
譲渡		(ボランティア譲渡)	○(一般・ボランティア譲渡)

各施設所在地



第3章 整備における基本的な考え方

1 コンセプト

動物愛護センターでは、「動物の命をつなぐための拠点」、「普及啓発の拠点」、「ボランティアの支援、育成の拠点」、「災害時動物対策の拠点」の4つの役割を果たすことができる機能を備えた新たな動物愛護の拠点として、県民が訪れやすく親しみやすい施設となるよう整備を進める。



静岡県動物管理指導センター (抑留施設としての成り立ち)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無機質な雰囲気 ・ 殺処分のための施設 ・ 迷惑施設 (アクセスの悪い場所)
---------------------------------	--



動物愛護センター (動物愛護のシンボル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪れやすい雰囲気 (アクセスしやすい場所) ・ 愛護事業が中心 (殺処分施設なし) ・ 県民から愛される施設
-------------------------	--

2 動物愛護センターで行う事業

(1) 動物の命をつなぐための拠点

①収容機能の拡充	
動物の収容	県が保護・引取りを行った犬及び猫について、衛生面、動物の習性等に配慮し、動物のストレスとならない構造の施設で飼養管理を行う。
健康管理・しつけ	収容動物に対し、適切な収容室で個体管理により健康観察を行い、感染症のまん延を防止する。また、健康管理および治療を行い、譲渡対象犬には基本的なしつけ（ドッグ・アジリティ訓練等を通した人と犬の信頼関係の構築）を行う。
獣医師による安楽死処置の判定及びその実施	獣医師が、動物福祉の観点から必要と判断した動物に限り、安楽死処置を実施する。動物の死体の焼却等は、専門施設へ依頼する。
②適正譲渡の推進	
一般譲渡の推進	新しい飼い主とマッチングを行い、一般県民に犬猫の譲渡を行う。譲渡希望者に対し、犬猫飼い方教室を実施し、譲渡後には、飼養相談や動物愛護センターの卒業犬猫同窓会等のフォローアップ教室を実施する。
団体譲渡の実施	譲渡を希望するボランティア団体に対し、現在の飼養状況を確認し、飼養が可能であれば、譲渡を行う。
譲渡対象動物に関する情報発信（掲示、SNS等）の実施	インターネットや掲示等を通じて、譲渡対象動物に関する情報発信を行い、譲渡希望者を募る。
譲渡動物の展示	譲渡動物にプラスのイメージを持ってもらい、飼養環境をイメージしやすくするため、特に引取頭数の多い猫を展示する。

(2) 普及啓発の拠点

①動物とのふれあいや人と人との交流を通した動物愛護教育の推進	
動物愛護教育の実施	小学生等を対象に、センター業務を理解することで、動物を飼う責任について考え、過去の殺処分を行っていた歴史から動物愛護の課題や命の大切さについて学ぶことができるプログラムを作成し、動物愛護教室を実施する。
動物介在活動の実施	動物とのふれあいを通した福祉や動物愛護教育の推進のため、動物介在活動（ふれあいや動物愛護教室）を実施する。なお、動物とのふれあいにあたっては、感染症対策、動物福祉等に考慮する。
動物を通じた県民交流の場の提供	動物と触れ合うことができる機会や県民同士が気軽に利用できるコミュニティスペースを提供する。
②適正飼養の普及啓発の強化	
適正飼養普及啓発事業	適正飼養の普及啓発のため、ドッグ・アジリティ等の飼い方教室やトリミング教室、インターネット等を通じた情報発信を行う。
人と動物の共通感染症の調査研究・情報発信	イベントを利用し、人と動物の共通感染症の予防について、啓発していく。 ワンヘルスの観点から、人と動物の共通感染症の調査研究を行い、感染動向を把握するとともに、関連した知識や発生時の注意喚起も含めた情報を発信していく。

(3) ボランティア支援・育成の拠点

①ボランティア活動の支援	
ボランティアによる譲渡会の実施	ボランティアによる譲渡会の開催場所を提供する。
飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施	地域猫活動の支援のため、モデル地域を設定し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う。
ボランティアと福祉部局等の連携の促進	講習会や情報交換会を通じて、ボランティアと自治体の福祉部局等と連携を図る。
②ボランティアの育成及び発掘	
ボランティア講習会の実施	ボランティア活動に役立つ知識の習得やボランティア同士の情報交換の場の提供のため、講習会を実施する。
ボランティア活動の周知	掲示やイベント等を通じてボランティアの活動を県民に周知する。ペット関連の専門的知識及び技能を持つ人へ働き掛け、新しいボランティアの発掘・登録に繋げる。

(4) 災害時動物対策の拠点

①被災動物救護の拠点	
災害時における被災動物の収容管理	災害時に備え、県下全域における、一体性を有したペットの保護収容体制を構築する。 災害時には、被災動物救護センターとして、動物愛護センターの一部を活用する。
ライフラインの整備及び保護・収容機材の備蓄	動物救護拠点として必要な物品等の備蓄を行う。
②災害時に備えた普及啓発	
防災訓練の実施	飼い主と動物が、災害時等の緊急時に適切な対応が取れるよう、同行避難訓練を実施し、平時からの防災意識の向上を図る。 災害時、同行避難所の運営に不可欠であるボランティアリーダーの育成を行う。
災害対策講習会の実施	飼い主が、災害時等の緊急時に適切な対応が取れるよう、平時からの動物のしつけ、所有明示、健康管理、必要な物品等の備蓄の必要性について普及啓発するため、災害対策講習会を行う。

【動物愛護センターの「機能と取組」及び必要諸室等】

役割	機能	取組	諸室等
動物の命をつなぐための拠点	収容機能の拡充	・動物の収容及び健康管理（◎） ・動物福祉の観点からの安楽死処置の判定及びその実施（△）	動物飼養施設、臨床関係施設、ドッグラン
	適正譲渡の推進	・一般譲渡の推進（◎） ・団体譲渡の実施（◎） ・譲渡対象動物に関する情報発信（SNS等）の実施（◎） ・譲渡動物の展示（☆）	動物飼養施設、ふれあいルーム、グルーミング室、研修ルーム
普及啓発の拠点	動物とのふれあいや人と人との交流を通じた動物愛護教育の推進	・動物愛護教育の実施（◎） ・動物介在活動の実施（◎） ・動物を通じた県民交流の場の提供（◎）	研修ルーム、ふれあいルーム、啓発展示エリア
	適正飼養の普及啓発の強化	・適正飼養普及啓発事業（◎） ・ワンヘルスの観点からの、人と動物の共通感染症の調査研究・情報発信（◎）	研修ルーム、ふれあいルーム、啓発展示エリア、臨床関係施設、ドッグラン、グルーミング室
ボランティア支援、育成の拠点	ボランティア活動の支援	・ボランティアによる譲渡会の実施 ・ボランティアと自治体の福祉部局等の連携を促進（☆）	ドッグラン、臨床関係施設、研修ルーム、グルーミング室
	ボランティアの育成及び発掘	・ボランティア講習会の実施（◎） ・ボランティア活動の周知（☆）	研修ルーム、啓発展示エリア
災害時動物対策の拠点	被災動物救護の拠点	・被災動物の救護（◎） ・ライフラインの整備及び保護・収容機材の備蓄（◎）	ドッグラン、動物飼養施設、臨床関係施設、災害時備蓄倉庫
	災害時に備えた普及啓発	・防災訓練の実施（☆） ・災害対策講習会の実施（☆）	ドッグラン、研修ルーム、啓発展示エリア

☆：新規 ◎：拡充 △：縮小

3 管理運営体制の考え方

(1) 施設の位置づけ

多くの県民の利用に供する公の施設として位置づける（一部動物管理部門を除く）。

(2) 管理運営手法

現在の動物管理指導センターは、保護、引取りした犬、猫のうち、譲渡、返還に至らなかった犬、猫の飼養管理、譲渡、殺処分、また、普及啓発活動、動物由来感染症の調査研究等の業務を直営による管理方式で行っている。

動物愛護センターでは、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律など法令に基づく業務及び動物愛護施策の拠点としての役割が求められる業務に関しては、県直営による管理方式とする。一方、施設管理や民間活力を活用した効率的かつ効果的な動物愛護普及啓発を展開していくため、指定管理者による管理運営方法を導入していく。

4 開館日

動物愛護センターは、県民が訪れやすく、動物愛護のシンボルとして愛される施設を目指す。多くの県民が、動物愛護センターを利用できるように、平日以外の開所についても検討する。(現センターは(月)~(金)、第2、4(土) 開場)

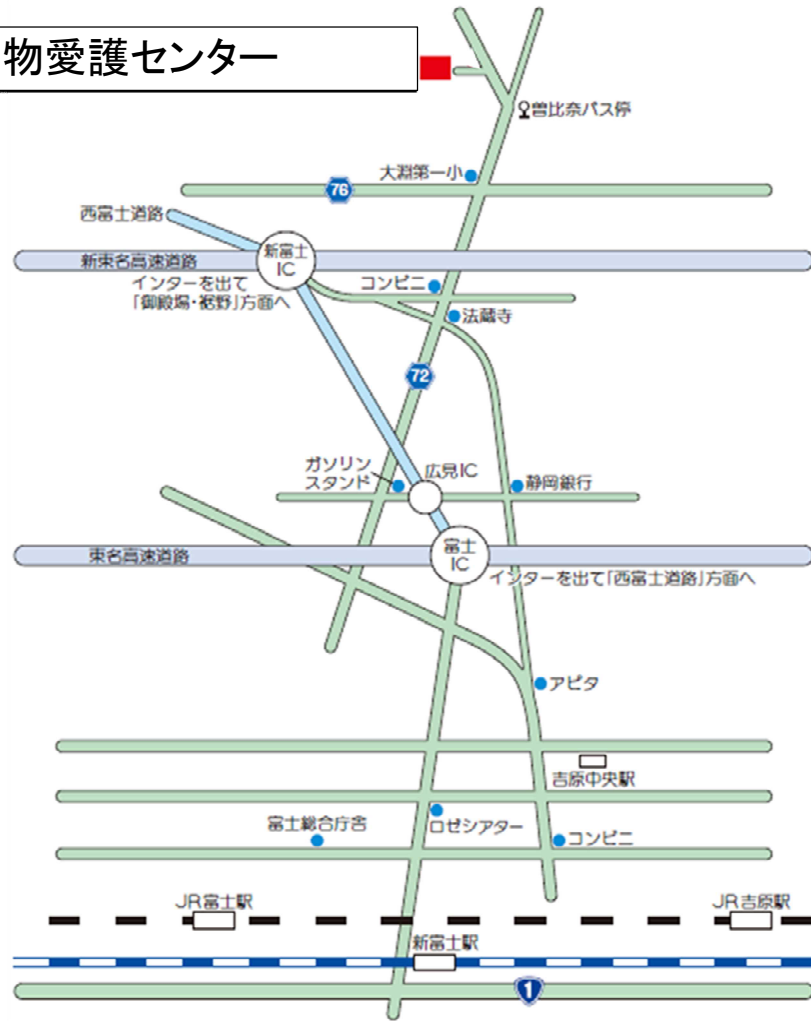
第4章 施設計画

動物愛護センターは、令和6年度に未利用となる県立富士見学園跡地に整備を行う。

1 設置場所概要

所在地	静岡県富士市大淵 2158
敷地面積	27,506 m ²
建物面積	2,224 m ²
災害危険区域	津波浸水想定地域外 富士山火山広域避難計画第3次避難対象エリア
都市計画法	
都市計画区域	岳南広域都市計画区域
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建ぺい率 (%)	60
容積率 (%)	200
防火指定	指定なし (建築基準法第22条指定区域)
建築基準法	
主要用途	事務所
道路斜線	規制なし
隣地斜線	規制なし
北側斜線	規制なし
日影規制	規制なし
その他 (適用が想定される法律や条例等)	
消防法 (防火対象物15項に該当)	
水質汚濁防止法 (特定施設の届出)	
富士市景観条例	
富士市地下水の採取に関する条例	

動物愛護センター



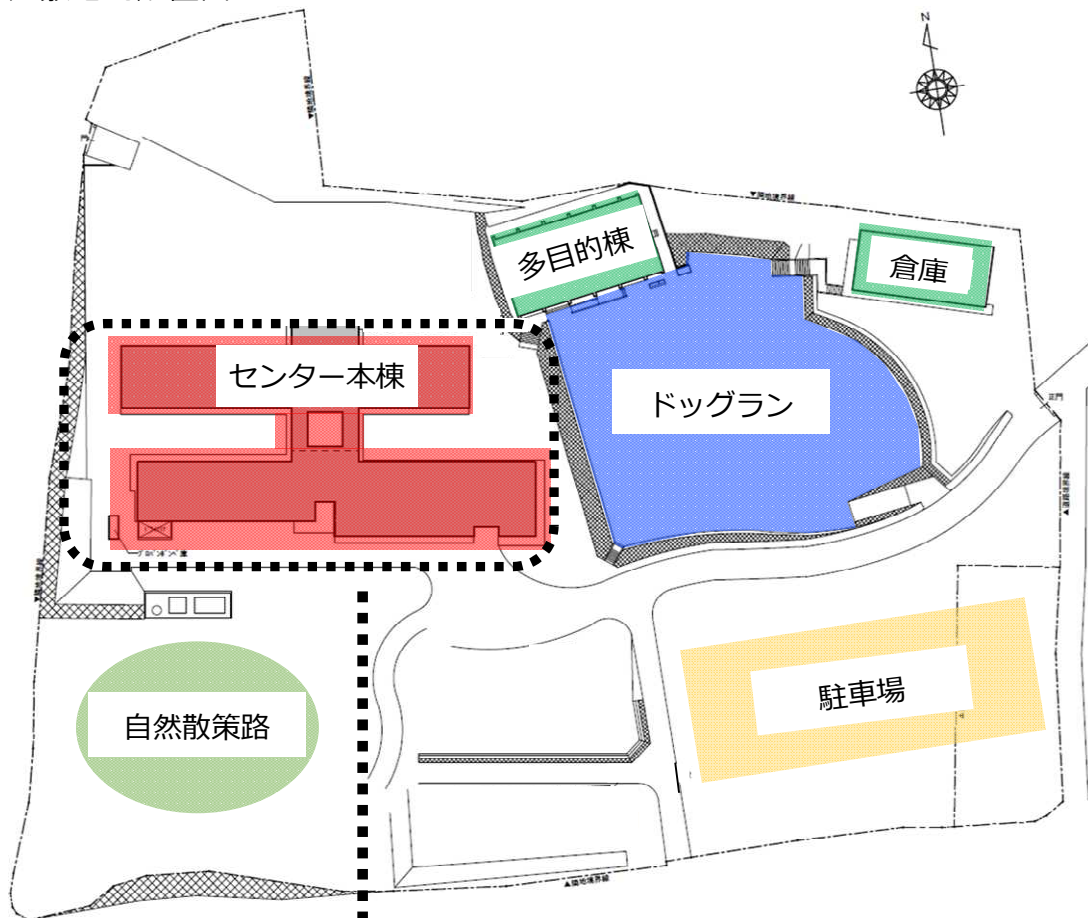
【位置図】 ふじタウンマップより



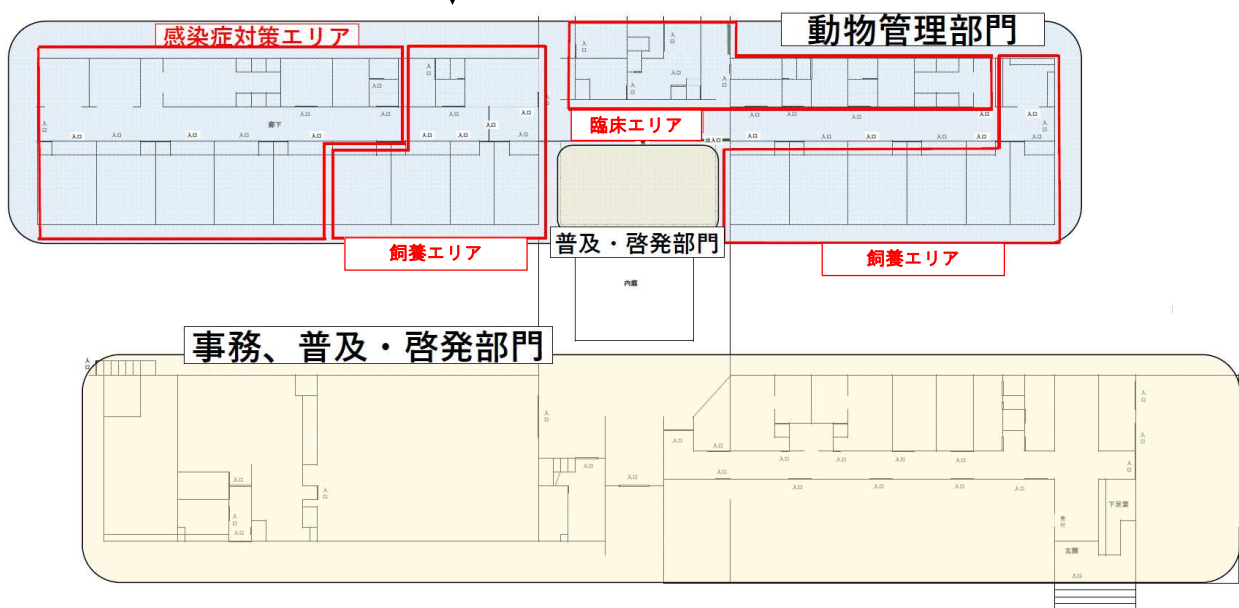
【位置図】 Google マップより

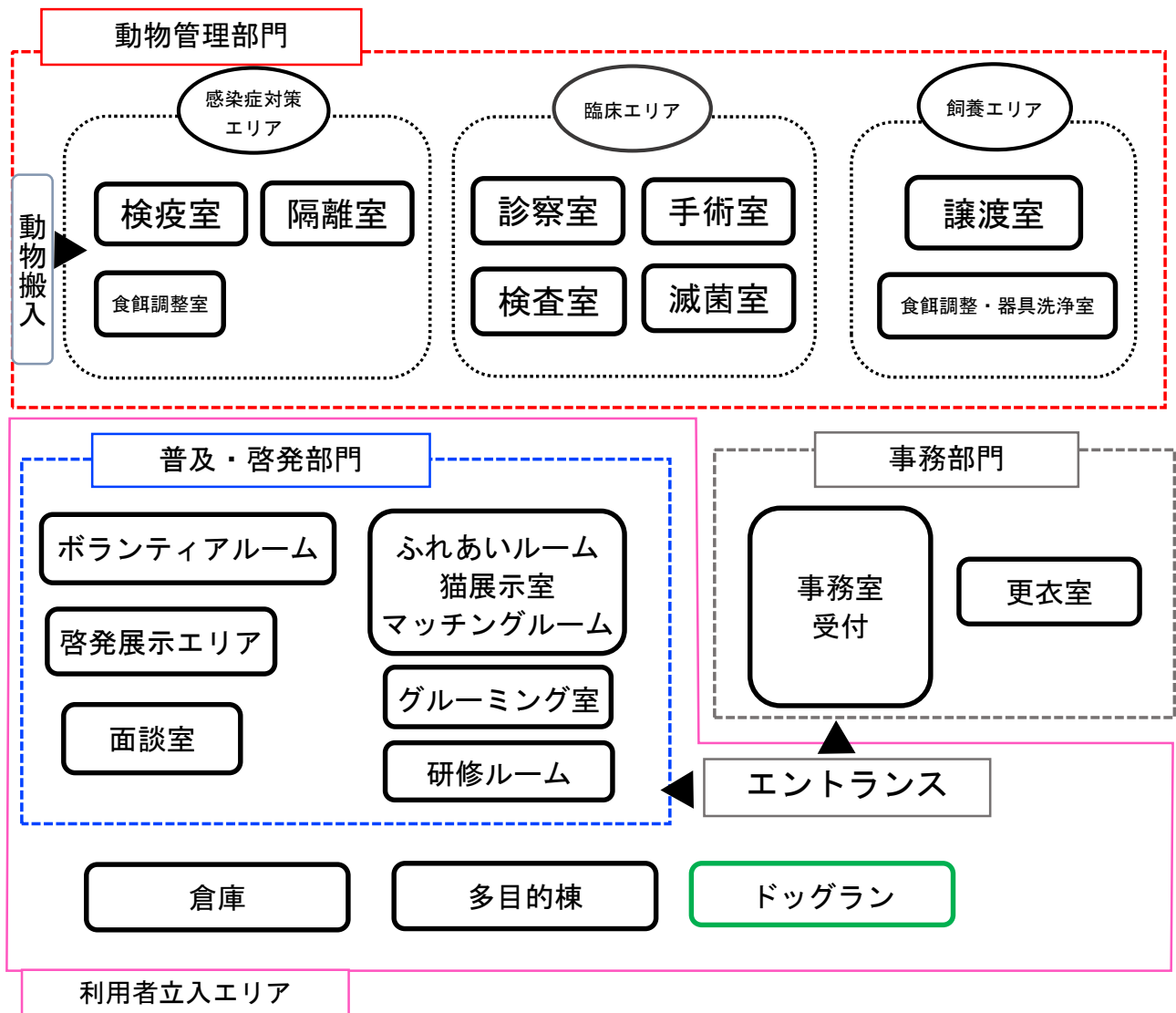


2 施設整備の基本的条件
(1) 敷地内配置図



(2) 建物内ゾーニング





(3) 諸室及び付帯設備一覧

動物管理部門

諸 室		用 途	想定面積 (㎡)
動 物 搬 入 場		センターに運ばれた動物の搬入口	32
犬 飼 養 室	隔離室、検疫室、譲渡室	犬と猫の飼養管理を行うための部屋（一定期間検疫及び健康観察する検疫室、感染症の可能性のある動物を飼養する隔離室、譲渡対象動物を飼養する譲渡室に分け、感染症の可能性のある動物と健康な動物を分けて飼養する）	187
猫 飼 養 室	隔離室、検疫室、譲渡室		207

動物管理室 (その他)	搬入動物、器具洗浄室	動物及び動物に使用した器具の 洗浄消毒	24
	食餌調整、消耗品保管室	食餌の調整と消耗品の保管	40
	管理室、トイレ	飼養管理者の衛生維持	17
医 療 室	診察室	ワクチン接種や健康診断、動物 の処置等の実施	34
	手術室	不妊去勢手術の実施	
	薬品、カルテ保管庫	カルテや薬品等を保管	7
	安置室	遺体の安置	7
検 査 室	検査室	検査や研究	53
	滅菌室	検査器具の洗浄、滅菌	10

普及・啓発部門

諸 室	用 途	想定面積 (㎡)
研修ルーム	普及啓発事業や譲渡会、ボランティア等の 講習会の実施	180
ふれあいルーム	ふれあい事業やしつけ教室の開催、譲渡希 望者と動物のマッチング、猫の展示等の実 施	79
グルーミング室	適正飼養の普及啓発事業の実施。 譲渡対象動物の衛生管理(シャンプー、ブロ ー、爪切り等)	27
面談室	譲渡希望者との面談やその他相談対応等 を実施	15
ボランティアルーム	ボランティアの荷物管理及び打ち合わせ 室、控室として利用	33

事務部門

諸 室	用 途	想定面積 (㎡)
事務室	職員の執務室、受付・連絡調整、県民対応、文書 の管理等を行う	75
防災用倉庫	災害用資材の備蓄。	60
そ の 他	職員用更衣室、トイレ、廊下、倉庫、機械室等。	

付帯設備

諸 室	用 途	想定面積 (㎡)
駐 車 場	普通乗用車や大型バスなどの来場者に対応。	1400
ド ッ グ ラ ン	適正飼養の普及啓発事業の実施。 飼い主と犬が楽しく利用できる屋外空間。	3000
緑 地 帯	譲渡対象犬の日光浴、遊び、運動、訓練等の実施 ボランティアへの貸出し。 災害発生時、救護拠点として活用。	
多 目 的 棟	普及啓発事業の実施。 ボランティアへの貸出し。 災害発生時、救護拠点として活用。	550

3 環境配慮計画

(1) 周辺環境への配慮

- ・動物の鳴き声が外部に漏れないように、2重窓等の防音対策を実施する。
- ・脱臭機能を備えた設備を設置し、動物の臭気対策を図る。
- ・屋外にはフェンスを設置し、動物の逸走を防ぐ。

(2) 地球環境への配慮

静岡県では2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すため、「徹底した省エネ化、再生可能エネルギーの導入」「職員の率先行動の推進」「環境に配慮した事業の推進（地球にやさしい取組の実施）」の3つの方針に基づく取組みを推進するための「静岡県庁温室効果ガス削減アクションプラン」を策定している。

本計画においても、アクションプランに沿って県産材の利用及び緑地の推進を検討し、地球温暖化対策に取り組む。

(3) ユニバーサルデザイン

- ・施設内部の出入口、廊下などはバリアフリーに配慮する。
- ・施設外部は極力段差を無くし、利用者及び動物が安全に利用できるように整備する。

(参考)

(仮称) 静岡県動物愛護センター基本計画検討会

令和4年度に開催された有識者(委員)による「(仮称) 静岡県動物愛護センター基本計画検討会」では、センターの基本構想、施設のゾーニング、土地利用及びセンター事業等について検討した。

委員からは譲渡推進事業、普及啓発事業及び災害対策事業を中心にセンター整備等について提言を受けた。

委員からの主な意見

区分	意見
センターの設置運営の考え方	<p>【提案1】基本構想の考えを基本計画に落とし込み、以下の施設としたい</p> <ul style="list-style-type: none">・人(作業員、来場者)の感染・危害発生防止、咬傷対策等に対する労働安全衛生対応できる施設・各種法令の遵守(動物、環境、労働安全等)・動物間の感染、危害発生防止、健康安全を確保出来る施設・普及啓発のための見える化、譲渡促進のための見せる化が出来る施設・動物管理の平準化、効率化、コスト削減出来る施設 <p>【提案2】災害対策の考えを基本計画に反映してほしい</p> <ul style="list-style-type: none">・平常時は、県下全体の一体性を有した保護収容体制を構築する(災害時ボランティアリーダー育成、災害時備蓄等)・発災時は、被災動物救護センターとして、被災動物をノーキルで返還または譲渡を行う。また救護物資の保管、発送を行う <p>【提案3】動物福祉を踏まえた配置構造とすべき</p> <ul style="list-style-type: none">・犬と猫の飼養場所が混在するとストレスを招くため分離した配置にすべき
譲渡推進事業	<ul style="list-style-type: none">・譲渡を促進する施設としてハード面と、啓発やボランティアの支援というソフト面を組み合わせ運営を行うべき・犬譲渡室では、昼間、動物が自らの意思により室内室外への出入りを可能とするほうがよい・可哀想などマイナスイメージを前面に出した譲渡を推進するのではなく、見せる化によりプラスのイメージによる譲渡を行うべき・動物が想定以上に増えた場合の対応を考慮しておくこと・多頭飼養崩壊など一時的に収容数が増える時の対応として、追加のケージやスペースを備えておくべきである・グルーミング室はボランティアが利用できれば譲渡促進にもなる
普及啓発事業方向	<ul style="list-style-type: none">・教育専門家と連携して、教育プログラムを作成し、効果を検証すべきである・動物の専門家のセミナー等も行い、知識の発信をしていくべきである・育成や啓発は、官民協力しながら、自治体職員とは違った視点やアプローチで行うことを想定し、100人規模の研修ルームを整備すべきである・研修ルームや体育館を一般開放することで、動物が好きでない人に対しての普及啓発に繋げることが可能となる・体育館やグラウンドの貸出しを行い、地域にメリットのある施設にすべきで

	<p>ある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な方に来ていただき、収容した子猫、子犬に対し、子供の声などを聞かせることで、譲渡前に人に馴れさせることが出来る
災害対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害用の備蓄倉庫と、発災後に送られてくる支援物資を整理、保管する場所は別の場所とした方がよい
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が広いため、それを貸出す等有効利用し、集客施設とするべきである。また、そこで利用料を徴収するなど、財源の確保も考慮した方がよい ・体育館に空調を後付けしても効果は期待できない ・建物は使わないと劣化が進むため、建物を残すのであれば使うべきである

委員名簿

No.	氏名	職名	専門性
1	平井 潤子	特定非営利活動法人アナイス 代表	人とペットの危機管理
2	金巻 とも子	かねまき・こくぼ空間工房 主宰	動物の衛生的、効率的な飼養管理設備設計
3	戸上 由香梨	ロストック大学（ドイツ） アニマルヘルス・動物福祉科 研究員	動物福祉
4	砂田 健吾	川崎市動物愛護センター企画担当係長	動物愛護センター運営
5	漆畑 健	健康福祉部生活衛生局長	
6	稲垣 勝美	交通基盤部建築管理局建築企画課長	

（事務局：静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課）

開催履歴

開催回数	開催日	場所	内容
第1回	令和4年12月21日	静岡県庁	必要諸室とゾーニング配置、動線、土地利用計画管理運営方法
第2回	令和5年1月23日	静岡県庁	事業の方向性
—	令和5年7月	書面による報告	基本計画報告